

安房郡市広域市町村圏事務組合公告第3号

火葬場指定管理者の公募について

火葬場の設置及び管理に関する条例（昭和47年条例第9号）第10条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するため、次のとおり公告する。

令和8年8月10日

安房郡市広域市町村圏事務組合
理事長 森 正 一

1 火葬場の名称及び所在地

- ①名 称 安房聖苑
所 在 地 南房総市山名345番地
- ②名 称 長狭地区火葬場
所 在 地 鴨川市東町1850番地の17

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

指定管理者が行うべき業務は、組合の「火葬場の設置及び管理に関する条例」に沿ったものであり、主要業務は次のとおりです。

①火葬に関する業務

受付業務、火葬許可証等受理確認業務、炉前業務、火葬業務、収骨業務、待合室業務、残骨灰等保管業務、火葬炉保守点検業務、各種証明書の発行業務

②施設運営業務

清掃業務、警備業務、記録業務、定期報告業務、庶務業務

③施設保守管理業務

建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、環境衛生管理業務、植栽管理業務、保守管理課題報告業務

3 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

4 指定管理者の選定方式

指定管理者の選定は公募型提案方式とします。書類審査及び面接審査により指定管理者の候補者を選定します。

5 募集要項の配布期間及び場所

① 配布期間

令和8年8月10日（月）～令和8年8月28日（金）（平日のみ）

午前9時から正午 午後1時から午後5時

② 配布場所

安房郡市広域市町村圏事務組合事務局

〒294-0036 館山市館山1564-1 渚の駅たてやま内

なお、募集要項は安房郡市広域市町村圏事務組合のホームページにも掲載されます。

6 提出書類等

「火葬場指定管理者募集要項」に記載のとおり

7 指定管理者の申請受付期間及び提出場所

① 指定管理者の申請受付期間

令和8年9月17日（木）～令和8年9月30日（水）（午後5時必着）

② 提出場所

安房郡市広域市町村圏事務組合事務局

〒294-0036 館山市館山1564-1 渚の駅たてやま内

8 応募資格

応募者の資格は、火葬業務を中心とした火葬場の管理・運營業務を円滑に遂行できる能力を有し、安定的かつ健全な財務能力を備え、また、次の要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。

①法人等であること。

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

③申請書類提出時において、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。

④会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。

⑤市（町）税、所得税、法人税、消費税を滞納していないこと。

⑥地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条、第166条及び第180条の5の規定に該当しないこと。

⑦地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがないこと。

⑧暴力団又はその構成員の統制下でないこと。

⑨火葬業務に3年以上携わった正規職員2人以上を配置できること。

⑩危険物取扱者の資格を有している者を各火葬場に配置できること。

⑪甲種防火管理者の資格を有している者を配置できること。

9 その他

詳細は「火葬場指定管理者募集要項」及び「火葬場管理仕様書」による。

10 問合せ先

安房郡市広域市町村圏事務組合 事務局 企画事業係

〒294-0036 館山市館山1564-1 渚の駅たてやま内

電話 (0470) 22-5633 FAX (0470) 23-9155

E-mail kikaku01@awakouiki.jp